

(2006年 社員研修資料)

社会人実務の基礎知識

コンプライアンス
ビジネスの法務知識

2006年 4月 1日

内 容

- 1 . コンプライアンス
- 2 . 身近な法律や倫理
- 3 . 商法
- 4 . 会社法
- 5 . 民法
- 6 . 労働法
- 7 . 土地建物編、宅地建物取引業法

江塚経営研究所

1. コンプライアンス

(1) コンプライアンスとは

コンプライアンス (Compliance) とは、「法令遵守」を意味する英語。近年特に企業活動における法令違反や反社会的な行動を防ぐという観点からよく使われるようになった。また、コンプライアンスは、会社の健全経営 = コーポレートガバナンス基本原理の一つ。

- ・ 商法（会社法）上で取締役の義務（法定責任）として規定されている。
- ・ 理論的には取締役の善管注意義務ないし忠実義務の発現とされ、監査役等も同様の義務を負っている。
- ・ 企業も社会の構成員の一人として商法（会社法）だけでなく民法や刑法といった各種一般法、その他各種業法、倫理などをすべて遵守し、従業員一同にもそれを徹底させなければならないとされる。
- ・ コンプライアンスに違反した企業は株主代表訴訟など法的責任や売上低下等の社会的責任を負わなければならない。

(2) 最近の実例

近年、企業活動は大きく広がり一般の国民生活にも大きな影響を与えているが、その中で、コンプライアンス問題で話題になったケースをピックアップしてみよう。

- ・ ライブドア ; 証券取引法違反、利益操作、有価証券報告書虚偽記載など
- ・ 雪印乳業 ; 製品汚染食中毒、不当表示、子会社の牛肉偽装問題
- ・ 日本ハム ; 牛肉偽装問題、不当表示、
- ・ 三菱自動車 ; リコール隠し、製品欠陥、情報開示不足
- ・ UFJ銀行 ; 金融検査における法令違反
- ・ 西武鉄道 ; 証券取引法違反(株主名義偽装)、商法違反(取締役会)

(3) 特徴

- ・ **判断基準が個人によって異なる** コンプライアンスが法令だけでなく社会や倫理にも及ぶことで、企業の場合従業員の認識、判断基準をいかに統一するかが課題。個人により個性に幅があり判断基準もばらばらなので、法令のように明確な基準のない社会性・倫理性などについての認識を統一するプロセスが必要。
- ・ **企業存亡の危機** 法令違反や重大な社会問題という不祥事が発生した場合、創業以来長年築いてきた企業イメージやブランドが一瞬にして失う事態になる。企業が法令違反などを犯した場合、法令上の責任だけでなく、イメージ失墜とブランド力低下から消費者からの大きな反発を受け、業績上の大きなピンチに立たされ企業存亡の危機に至る。

2. 身近な法律や倫理

(1) 身近な法律

- ・ 憲法（学校での憲法論議）
- ・ タバコ、お酒（未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法）
- ・ 運転免許（道路交通法）
- ・ 選挙

(2) 社会人としてビジネスで関係する法律は？

- ・ 基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・商法、会社法、民法
- ・ 労働経済・・・・・・・・・・・・・・・・・・消費者法・経済法、労働法
- ・ 文化福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・健康、社会保障
- ・ 環境・土地建物・情報・・・・・・・・・・環境法、土地建物法、情報法
- ・ 安全・・・・・・・・・・・・・・・・・・刑法
- ・ 業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・業法 = 宅地建物取引業法

(3) 基本法としての「商法」「会社法」

- ・ 商業の内部規律の要請から生まれた、商人・企業を対象にした法律
- ・ 商人の定義から始まり商行為の範囲、その仕組みやルールを定める法律
- ・ 「会社法」は、2006年5月から旧「商法（会社編）」から独立して、「新法」としてスタートする「会社の仕組み」を定めた法律。企業や社会人にとっては「会社の仕組み」「会社のルール」を定めたものとして重要

(4) 基本法としての「民法」

- ・ 「市民と市民の関係」を規定する一般法
- ・ すべての人が、自由で平等な個人であることを出発点にして成立
- ・ 「人」「法人」「もの」「法律行為」など日常生活を規定しルール化している

(5) 消費者法・経済法

- ・ 独占禁止法、不正競争防止法、消費者保護基本法、消費者契約法、割賦販売法、製造物責任法、銀行法、中小企業基本法、特許法、著作権法

(6) 労働法

- ・ 労働組合法、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、最低賃金法、労働者派遣法、労働安全衛生法、労災保険法、雇用対策法、

(7) 健康関係法

- ・ 医療法、食品衛生法、

(8) 社会保障

- ・ 健康保険法、国民健康保険法、介護保険法、厚生年金保険法、国民年金法、社会福祉法、

(9) 環境

- ・ 環境基本法、廃棄物処理法、環境アセスメント法

- (10) 土地建物編
 - ・ 国土利用計画法、都市計画法、土地収用法、建築基準法、マンション法、借地借家法、定期借家法、不動産登記法
- (11) 情報
 - ・ 情報公開法、個人情報保護法
- (12) 刑法
 - ・ 暴力団対策法、刑事訴訟法
- (13) 業法 「宅地建物取引業法」
- (14) 倫理、慣習、地域生活、世間・・・・

3. 商法

- (1) 商法「総則編」
 - ・ 「商人」の定義づけ、商法の範囲 = 適用される範囲
 - ・ 商業登記、「商号」、本店支店の登記、商業帳簿など
- (2) 商法「会社編」 2006年5月廃止 会社法へ
 - ・ (今までの商法会社編) = 会社種別(株式、合名、合資、有限) 決め事(設立、資本金、取締役、株式、株主総会、社債、会社の整理・解散・清算など)
- (3) 商法「商行為」、「海商」
 - ・ 商行為 = 絶対的商行為(商法行為) 営業的商行為、付属的商行為
 - ・ 商事計算、商事売買、有価証券、
 - ・ 海商 = 船舶、船員
- (4) 会社法
 - ・ 「総則編」、「株式会社編」(設立、株式、新株予約権、機関、計算) 「社債編」、「その他」(組織変更、合併、分割など)の構成

4. 会社法

- (1) 会社の種類
 - ・ < 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社 > の4つ
 - ・ 「有限会社」今年5月に廃止。(過去の有限会社はそのまま存続できる)
 - ・ 現在、株式会社 = 130万社、有限会社 = 180万社あり
- (2) 株式会社の特徴
 - ・ 「株式」により会社に参加する仕組み(資本を集めやすく、参加しやすい)
 - ・ 株主は、有限責任 = 株式投資額が上限の責任
 - ・ 株主は会社所有するが、経営は株主総会選出の取締役が行う = 所有と経営分離
 - ・ 会社の「機関」・・・(必須) = 株主総会、取締役、(任意) = 取締役会、監査役、会計参与、会計監査人、委員会
- (3) 株式会社の「設立」
 - ・ 「定款」作成・・・会社の商号、場所、業務内容 = 事業目的 など基本事項
 - ・ 資本金・・・・旧商法(4月まで) 最低資本金 = 1,000万円、5月から規制撤廃

(4) 株式会社の「機関」

- ・ 会社法施行前(4月迄)・・・株主総会、取締役会、取締役3名以上、監査役1名以上
- ・ 会社法では、
 - < 公開会社 = 従来どおり取締役3名以上 + 監査役必須 >
 - < 非公開会社 = 株主総会、取締役1名以上、その他は規模に応じて設置 >
 - < 任意機関 = 取締役会、監査役、会計参与、会計監査人 >
- ・ 大会社、「会計監査人」が必須、公開大会社は、会計検査人 + 監査役会必須
- ・ 大会社(資本金5億円 or 負債200億円以上)、中会社(資本金1~5億円 and 負債200億円未満)、小会社(資本金1億円未満 and 負債200億円未満)

5. 民法

(1) 民法の構成

- ・ 民法総則・・・人格(個人・法人)、法律行為、期間、時効などを規定
- ・ 財産法・・・「物権法」、「債権法」
- ・ 家族法・・・「親族法」、「相続法」

(2) 総則

権利義務の主体・・・自然人、法人

自然人(民法上の能力)

- ・ 権利能力 法律上、権利義務の主体になりうること
- ・ 意思能力 自分の行為が理解できること
- ・ 責任能力 不法行為をした時に、自ら責任を負うことができる
- ・ 行為能力 法律行為を一人で、完全に行なえる

制限能力者・・・能力に限界(制限)がある者を保護する

- ・ 未成年者 = 法定代理人の同意を得なければ、契約などはできない
- ・ 成年被後見人 = 原則単独での法律行為はできない。家裁で後見開始の審判必要
- ・ 被保佐人、被補助人 = 被後見人より程度が軽い。同意による取引可、一部に一人できない行為がある 保護者は、保佐人・補助人で家裁審判必要

法人・・・会社は営利法人、その他法人は以下のとおり

- ・ 公法人、公益法人、社団法人、権利能力なき社団

意思表示と法律行為

- ・ 意思表示 = 一定の法律行為発生を望むことを、客観的に認識できるように他の者に示すこと
- ・ 意思の「欠缺」・・・「真意」でない意思表示を「意思の欠缺(けんけつ)」という
 - 心裡留保 うそをつく 原則有効、相手が悪意・有過失の時は無効
 - 通謀虚偽表示 相手とグルででっち上げる(不動産取引に多い)
 - 錯誤 勘違い 原則無効
- ・ 瑕疵ある意思表示・・・不当な介入をされて、意思表示した場合
 - 詐欺 騙されて判断して、意思表示する(意思表示は取消せる)
 - 脅迫 脅されて判断して、意思表示(意思表示は取消せる)

代理

- ・ 代理権を与えられた代理人が、相手方に「本人のために」法律行為をすること
 - 任意代理（本人の意思で付与） 法定代理（法律で決められる）
 - 代理権の成立要件・・・代理権 + 顕名（代理人が本人の代理を示すこと） + 法律行為
 - 無権代理・・・・・・・・・・代理権がない者が代理行為をすること、追認（本人が認めれば効果帰属）、相手方の保護（取り消しできる、無権代理した人に損害賠償できる）
 - 表見代理・・・・・・・・・・代理権を当然持っていると思われ、相手方を保護 この場合、法律行為は有効

無効、取消

- ・ 無効 = 法律上、法律行為の効力が発生しないこと、泥酔者の契約、虚偽表示、錯誤
- ・ 取消 = 欠陥ある意思表示を当初から「ない」ことにすること 未成年者取引など
条件と期限・・・・・・・・条件 = 法律行為で、その効果の〈発生、消滅〉が将来実現するか不明の場合
- ・ 停止条件 = 条件満足 法律行為の効力が発生（資格取ったら自動車あげる）
- ・ 解除条件 = 条件満足 法律行為の効力が消滅（入試失敗はお小遣い止める）
- ・ 期限 = 確定期限、不確定期限（父が死んだら、土地売却する）

時効

- ・ 取得時効 権利の取得を認める（10年たてば自分のものなど）10年、20年がある
- ・ 消滅時効 権利の消滅（債権が消滅する、代金支払い義務が消えるなど）
- ・ 時効の成立 期間満了 + 主張する（援用という）
- ・ 時効の中断 それまでの経過を無意味にする 時効を先に延ばすことができる
- ・ 時効 飲み代（1年） 商品代金（2年） 商行為債権（5年） 一般債権（10年）

（3）物権

総則・・・・・・・・特定のものを排他的、直接的に支配する権利のこと絶対性、不可侵性、排他性

占有権、所有権、用益物権

- ・ 本権と占有権
- ・ 本権・・・・・・・・所有権、制限物件（用益物権、担保物権）
- ・ 用益物権 地上権、永小作権、地益権、入会権

法定担保物権

- ・ 法律で当然認められる担保物権
- ・ 留置権
- ・ 先取特権・・・・・・・・一般の先取物件、動産先取物件、不動産先取物件

約定担保物権

- ・ 債権者、債務者が前もって約束している担保
- ・ 「典型担保」・・・・・・・・質権、抵当権
- ・ 「非典型担保」・・譲渡担保、仮登記担保、所有権留保

(4) 債権

債権の効力

- ・ 債権とは・・・特定の者に対し、一定の行為を要求することが出来る権利
- ・ 一方、物権・・・誰に向かっても自らの権利を主張することが出来る権利
- ・ 債務不履行・・・履行遅滞、履行不能、不完全履行 の3つ
- ・ 債務不履行責任の追及が出来る・・・強制執行、損害賠償請求、解除
- ・ 債権の対外的効力・・・債権者代位権、債権者取消権

債権の消滅

- ・ 債権の消滅原因は7つ
- ・ 弁済、代物弁済、供託、相殺、更改、免除、混同

多数当事者に債権関係（人的担保）

- ・ 連帯債務
- ・ 保証債務・・・催告の抗弁権、検索の抗弁権がある
- ・ 連帯保証債務

契約

- 典型契約 非典型契約
- 濁世契約 要物契約
- 双務契約 片務契約
- 有償契約 無償契約

契約の効力、解除

- ・ 同時履行の抗弁権
- ・ 危険負担（債権者主義と債務者主義）
- ・ 契約解除 合意解除、法定解除

売買契約

- ・ 売主の担保責任

6. 労働法

(1) 労働基準法とは

労働契約、解雇

- ・ 労基法が最低基準でそれ以上の労働条件が必要。労基法に達しない条件は無効
- ・ 労使対等、差別的な取扱いの禁止
- ・ 入社時 = 労働契約に際し労働条件明示が必要（絶対的明示条件あり）
- ・ 解雇制限 = 業務上負傷・疾病休業中 + その後 30 日、産前産後休業中 + その後 30 日
- ・ 解雇 = 経営者は、「30 日前の予告」が必要

賃金

- ・ 賃金の 5 原則・・・<通貨> <直接> <全額> <毎月一回以上> <一定の期日>
- ・ 非常時払い・・・労働者が出産・疾病・災害などの費用で「請求」の場合支払期日前でも労働した分は支払い必要
- ・ 休業補償・・・経営者の責任による休業の場合、60/100 以上の賃金を払う

労働時間、休憩、休日、休暇

- ・ 労働時間・・・所定労働時間の上限 40 時間/週、8 時間/日
- ・ 時間外、休日労働・・・所定労働時間を超えた場合、休日に勤務した場合（割増賃金）
- ・ 休憩時間・・・6 時間超過で 45 分、8 時間超過ではプラス 15 分、一斉付与
- ・ 休日・・・毎週少なくとも一回、4 週間を通じて 4 日以上
- ・ 年次有給休暇・・・入社 6 ヶ月 80%以上出勤の場合 = 10 日、毎年増加（20 日まで）
原則労働者の請求の日に与える。

女性、年少者保護

- ・ 年少者・・・15 歳の 3 月 31 日までは労働者として使用不可、18 歳未満者は、戸籍証明書にて確認する。また 18 歳未満は労働時間、時間外などに制約あり。
- ・ 女性・・・産前産後の保護（産前 = 6 週間・請求必要、産後 = 8 週間・就業不可）
就業規則 10 人以上の事業所は作成する義務。労働条件を明記したもの

(2) 労働者災害補償保険法とは

- ・ 労災保険とは、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷・疾病・障害又は死亡に対して労働者やその遺族のために、必要な保険給付を行う制度
- ・ また、労災保険においては保険給付のほかに、労働福祉事業がある
- ・ 業務災害とは、労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡を言い、業務が原因となった災害。業務と傷病等との間に一定の因果関係があることが必要
- ・ 通勤災害とは、労働者が通勤により被った負傷、疾病、障害又は死亡を言う
- ・ この場合の「通勤」とは、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することを言い、往復経路を逸脱し、又は往復を中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の往復は「通勤」とはならない

(3) 労働安全衛生法

- ・ 法律の目的・・・労働災害の防止のための総合的計画的な対策を推進して、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的としている

(4) 育児・介護休業法

- ・ 育児・介護休業法とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のこと
- ・ この法律は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的にし、すべての事業所に適用されます。
- ・ 育児休業・介護休業は、労働基準法上就業規則に必ず記載する事項「休暇」に該当
- ・ 労働者は、申出すれば子が 1 歳に達するまでの間、育児休業をすることができる。また、一定の場合、子が 1 歳 6 か月に達するまでの間、育児休業できる。
- ・ 労働者は、申出すれば要介護状態にある対象家族 1 人につき、常時介護を必要とする状態ごとに 1 回の介護休業をすることができる。期間は通算して（のべ）93 日。

7. 土地建物編、宅地建物取引業法

(1) 法令上の制限がある法律

都市計画法

- ・ 都市計画地域（都道府県）と準都市計画地域（市町村）
- ・ 都市計画の種類・・・区域区分（市街化区域と市街化調整区域） 地域地区（用途地域、その他の地域地区）
- ・ 開発行為・・・・・・・・宅地造成のこと、都道府県の許可必要（面積により不要あり）

建築基準法

- ・ 単体規制・・・・・・・・敷地、構造（耐力、耐火性など）、建築設備
- ・ 集団規制・・・・・・・・道路、用途制限、容積率、建ぺい率、高さ、防火地域、
- ・ 建築確認

国土利用計画法

- ・ 事後届出
- ・ 事前届出・・・・・・・・「注視区域」「監視区域」

農地法

- ・ 「3条許可」
- ・ 「4条許可」
- ・ 「5条許可」

土地区画整理法、その他

(2) 業法 宅地建物取引業法など

<宅地建物取引業法の例>

宅建業 開業前の手続き

開業後の規制

監督処分と罰則

以上